

川越市市民センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

川越市長 森田 初恵

川越市条例第 3 1 号

川越市市民センター条例の一部を改正する条例

川越市市民センター条例（平成26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表川越市芳野市民センターの項中「川越市大字北田島1-1-9番地2」を「川越市大字北田島1-4-4番地1」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。